

第1章 ともに支えあう地域づくり



タイトル「仲間」 作「林美佳」

第1章 ともに支えあう地域づくり

第1節 II 心のバリアフリー

「ノーマライゼーション」の実現のためには、県民一人ひとりが、障害や障害のある人について正しく理解し、障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しながら、豊かな心を持って、行動することが必要です。

1 啓発広報活動と交流の促進

【現状と課題】

県では障害者週間^(*19)（12月3日～12月9日）に開催する「障害者週間の集い」などの催しや、テレビ・ラジオ、新聞などマスメディアを通じた広報啓発活動を行い、障害や障害のある人に対する県民の理解促進に取り組んできました。また、小中学校や地域においても、特別支援学校^(*20)の児童生徒との交流及び共同学習や、障害者団体とボランティアの交流など、相互理解を深める取り組みを行ってきました。

しかし、ホテルや飲食店で補助犬同伴の人が入店を断られる事例も見られますし、精神障害について正しい理解が十分にされていないのが現状です。また、難病や障害の特性が分かりにくい発達障害、高次脳機能障害^(*21)についても、あまり理解が進んでいません。

.....

(* 19) 障害者週間

障害者基本法に定められた1週間（12月3日から12月9日まで）のことで、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、それまでの「障害者の日」（12月9日）に替わるものとして設定されました。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等では様々な意識啓発に係る取り組みをしています。

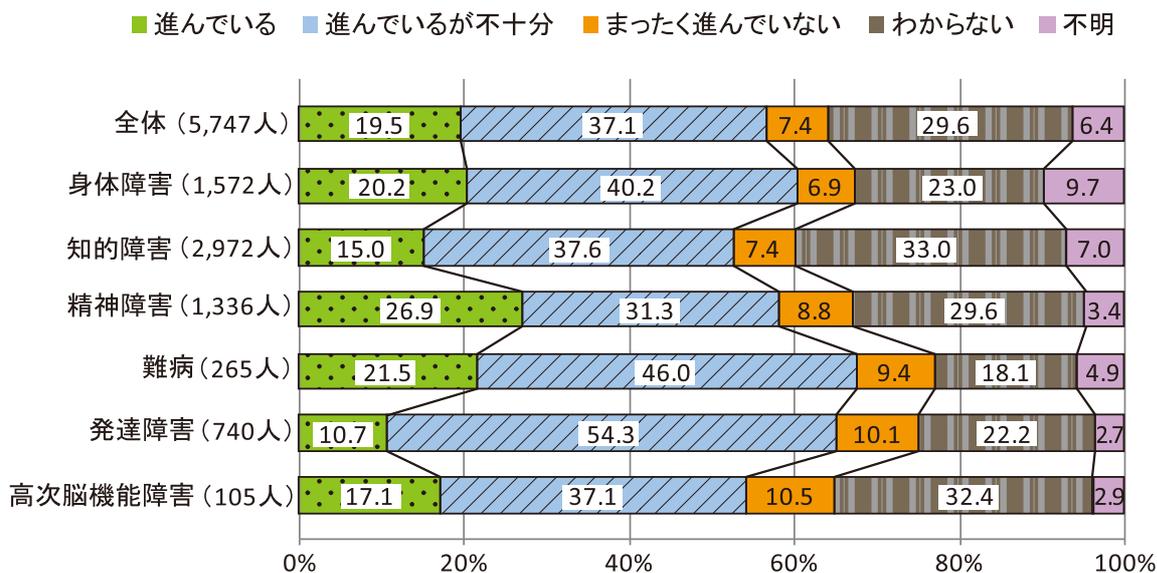
(* 20) 特別支援学校

障害のある子どもたちが専門的な教育を受ける場で、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の障害別により学校が分かれています。

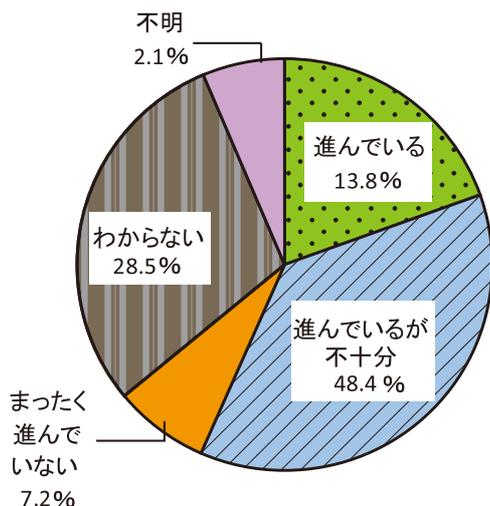
(* 21) 高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指し、このため、日常生活や社会生活への適応が困難になる障害をいいます。

■ 障害のある人への周りの人の理解



【高知県障害(児)者等アンケート調査より (H24)】

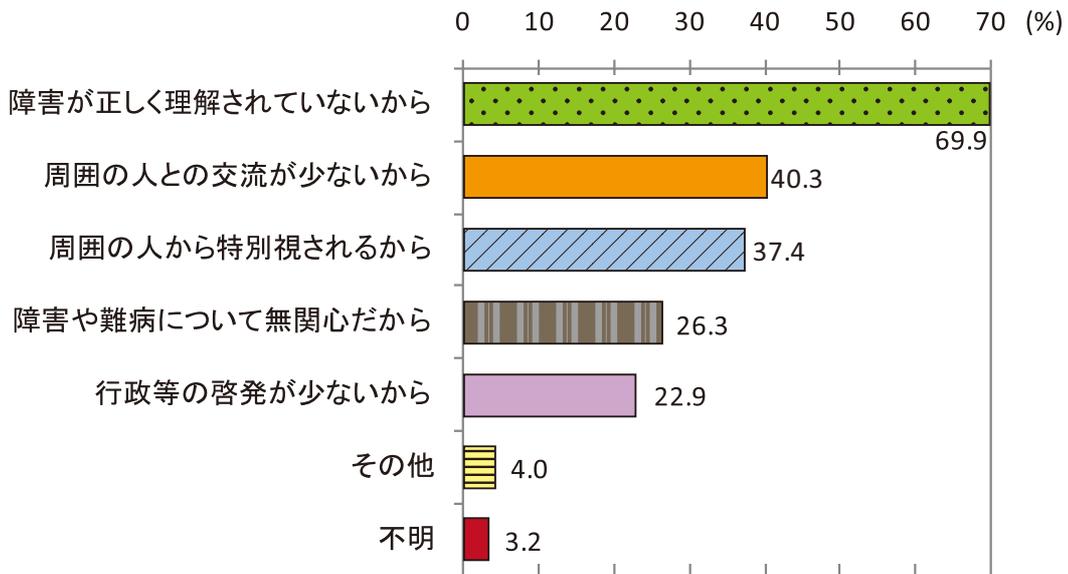


【平成24年度県民意識調査結果より】

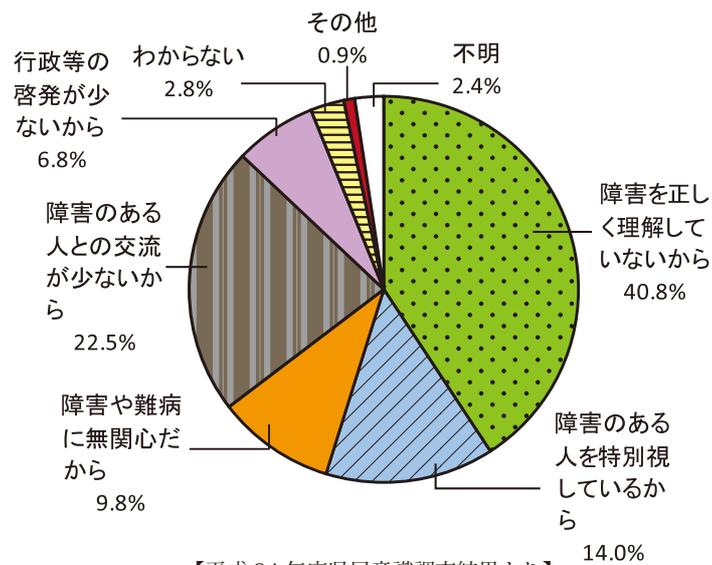
平成24年度に高知県が障害のある人や家族に対して行った高知県障害(児)者等アンケート調査では、障害のある人への周りの人の理解について、「進んでいるが不十分」または「まったく進んでいない」と答えた人が回答者の5割近くを占めていました。また、県民を対象にした県民意識調査においても、同様の回答が5割以上を占めており、多くの人が障害や障害のある人に対する理解が進んでいないと感じています。

また、理解が進まない理由としては、いずれの調査でも「障害を正しく理解していないから」が最も多くなっています。

■障害のある人への周りの理解が進まない理由



【高知県障害(児)者等アンケート調査より (H24)】



【平成24年度県民意識調査結果より】

障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」を実現するためには、県民一人ひとりが障害や障害のある人に対する正しい理解を深めることが重要です。

また、障害のある子どもとない子どもが共に学んだり、交流の機会を設けたりするなどして、幼少期から互いに認め合い、思いやる心を育むことも大変重要です。

地域においては、ふれあいや交流の場を一層充実することが求められていますし、障害のある人自らが自主的・主体的に、社会活動に参加することも大切です。

① 障害及び障害のある人についての正しい理解の促進

- 「障害者週間の集い」などの催しや、テレビ・ラジオ・新聞などマスメディアを通じた広報啓発活動を引き続き行うとともに、関係機関のホームページを充実するなど、障害や障害のある人に対する県民の関心を高め、理解を促進します。特に、発達障害を含む精神障害や高次脳機能障害、難病に関する啓発活動を強化します。

② 公共サービス従事者の障害のある人に対する理解の促進

- 障害福祉等に関する諸制度が変遷するなかで、より身近な存在となった市町村の職員をはじめ、障害のある人の安全・安心な暮らしに関わる公共サービス従事者（警察官、消防官など）、教育関係者の障害や障害のある人についての正しい理解を促進します。
- 意思疎通の手段について、選択の機会が確保されるよう、啓発していきます。

③ 啓発広報活動に対する支援

- 障害者団体、福祉団体等が主体的に行う啓発広報活動を支援します。

④ 学校教育等における福祉教育と交流の推進

- 小中学校や高等学校の児童生徒の社会福祉に対する理解を深めるために、障害のある人や高齢者との交流や体験学習を充実します。また、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地の小中学校との交流に関するガイドラインを整備して、交流及び共同学習を積極的に進めるなど、相互理解の取り組みを一層進めます。

⑤ 地域における交流の推進の促進

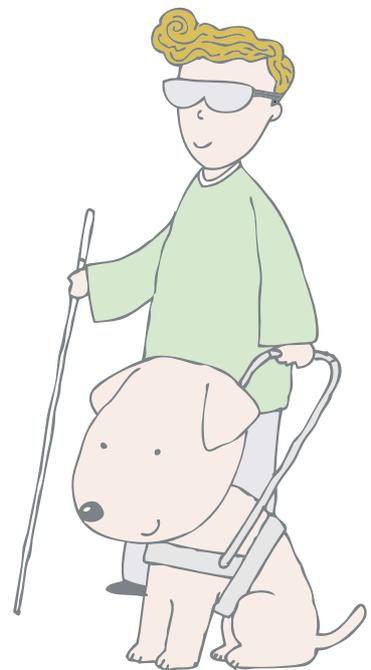
- 民生委員・児童委員を中心とした地域住民が、障害や障害のある人に対する正しい理解を持ち、障害のある人の見守りや障害のある人との交流ができるよう、民生委員・児童委員に対する研修や啓発を行います。
- 高知県ボランティア・NPO センター等によりボランティアに関する情報提供を行うとともに、ボランティアコーディネーター^(※22)の育成やスキルアップを通じて、障害のある人とボランティア団体のマッチング^(※23)強化を図り、両者の交流及び相互理解を促進します。

(※ 22) コーディネーター
福祉サービスを合理的、効果的に提供するために連絡・調整する専門職のことをいいます。

(※ 23) マッチング
事業所等からの求人に対して、求める要件に合った希望を持つ人材を見つけ出し、両者を繋ぎ合わせて仲介をすることです。

⑥ 身体障害者補助犬^(※24)の普及・啓発

- 身体障害者補助犬の給付を受けるための手続きや訓練等について広報し、身体障害者補助犬の普及を図るとともに、ホテル・飲食店など業種別団体等に対し、身体障害者補助犬に関する理解と対応について、周知徹底と啓発強化を図ります。



(※ 24) 身体障害者補助犬

視覚、聴覚、肢体に障害のある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称です。「身体障害者補助犬法」では、身体障害のある人が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができることなどを定めています。

第2節 II 障害のある人の権利擁護の推進

障害のある人が安心して暮らしをするためには、障害を理由として、差別されることや権利利益が侵害されることがあってはなりません。

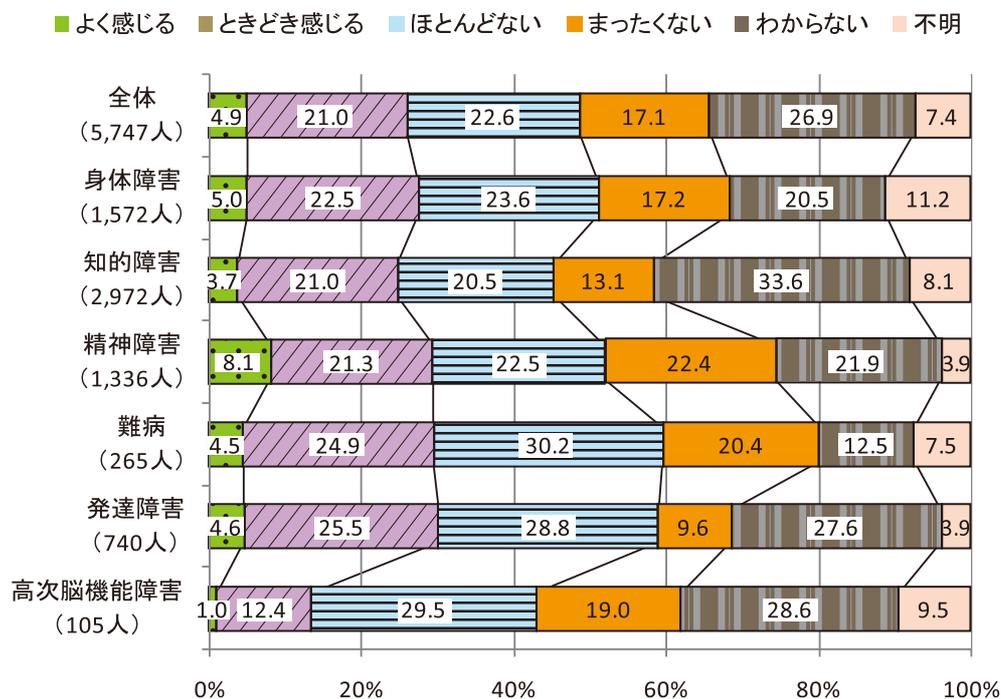
1 障害のある人の権利擁護

【現状と課題】

国は、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備に取り組んでおり、平成23年6月には障害者虐待防止法が、また、同年8月には社会的障壁の除去に合理的な配慮をしなければならないことを規定した改正障害者基本法が成立しました。さらに、障害者差別禁止法の制定に向けて検討が進められています。

平成24年度の高知県障害（児）者等アンケート調査によれば、25.9%の人が、障害を理由とした権利侵害（虐待を含む）を感じた経験があるという結果がでました。

■ 権利侵害（虐待を含む）を感じた経験



【高知県障害（児）者等アンケート調査より（H24）】

障害を理由とした差別の禁止や権利侵害の禁止、障害のある人の安心して暮らしのために取り除くべき社会的障壁について、広く啓発していくことが必要です。

① 障害のある人の権利擁護

- 障害を理由とした差別の禁止や権利侵害の禁止、障害のある人の安心した暮らしのために取り除くべき社会的障壁について、広く啓発していきます。
- 障害のある人の意思決定を支援するため、相談支援体制の充実・強化や成年後見制度^(*)²⁵⁾の利用を促進します。

② 虐待防止

- 高知県障害者権利擁護センター^(*)26)が、市町村障害者虐待防止センター^(*)27)をはじめ、医療、福祉、司法等の関係機関や団体などと連携し、障害のある人の虐待防止の取り組みや、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた人の支援、養護者への支援を行います。

③ 消費者としての障害者保護

- 障害のある人の消費者としての利益の擁護と増進を図るため、障害特性に応じた適切な方法で情報提供及び啓発活動を行います。

④ 選挙等における配慮

- 選挙公報の発行にあたっては、可能な限り点字版や音声版の配布を行います。
また、障害のある人が円滑に投票できるよう、障害特性に応じた情報提供を行うとともに、投票所の施設や設備について必要な整備を図るよう、市町村に要請します。

.....

(*) 25) 成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、意思能力がない、又は、判断能力が不十分な成年者のために、金銭管理や身の回りの世話のための契約等の法律行為全般を行って、これらの人の保護と支援を行う制度です。

(*) 26) 障害者権利擁護センター

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、使用者による虐待に関する通報等を受理するとともに、虐待を受けた障害者や養護者の支援のため、相談や情報提供、市町村に対する助言、障害者虐待防止のための啓発、広報を行うことを目的として県が設置する機関のことをいいます。

(*) 27) 市町村障害者虐待防止センター

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、障害者虐待に関する通報等を受理するとともに、虐待を受けた障害者の保護や養護者の支援、障害者虐待防止のための啓発、広報を行うことを目的として市町村が設置する機関のことをいいます。

第3節 II 地域で支え合う仕組みづくり

障害のある人が、地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の力や地域の資源を活用した、支え合いの仕組みが必要です。

1 新たな支え合いの仕組み

【現状と課題】

本県は、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進み、特に中山間地域では、過疎化の進行により集落機能が低下するなど、これまで地域が担ってきた支え合いの力が弱まっています。また、こうした地域においては、全国一律の仕組みでは必要なサービスが提供されにくい状況となっています。

そのため、地域住民の支え合い(共助)の意識を高めるとともに、住民主体の活動を「行政」が継続して支援するための仕組みづくりが必要です。

犯罪の被害にあわずに安全で安心して暮らせる地域社会を目指して、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定し、市町村や事業者等による障害のある人の見守り活動や犯罪被害にあわないための情報提供に取り組んできました。今後も障害のある人等の見守りや、情報提供を行っていく必要があります。

県内におけるひきこもり^(*28)の若者の実態は把握できていませんが、平成22年7月に内閣府が公表した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」では、調査対象となった全国の15歳から39歳の若者のうち、広義のひきこもりの割合は、1.79%となっています。ひきこもりの原因は様々ですが、発達障害を含めた精神疾患が背景にある場合があり、早い段階から保健・医療・福祉・教育等の専門家による連携した支援が必要です。

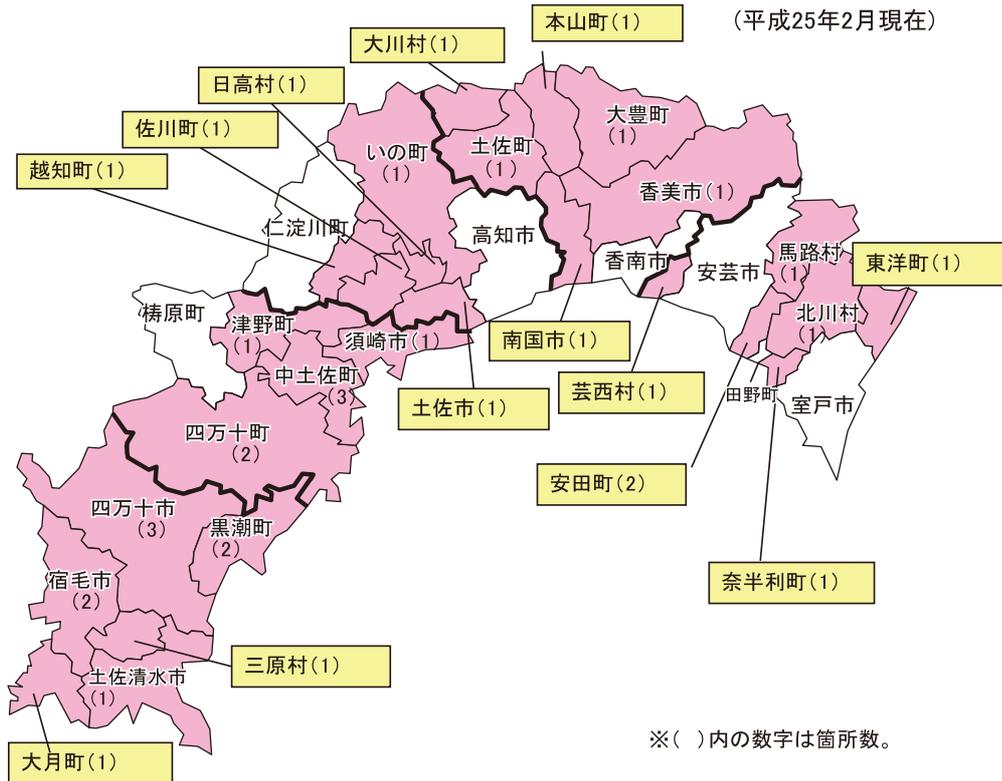
(*28) ひきこもり

ひとつの疾患や障害を表すのではなく、長期にわたって社会に参加できず、生活の場がせばまった状態をさす言葉です。精神疾患が原因の場合とそうではない場合の大きく2つに分けられます。「社会的ひきこもり」は「20代後半までに発症し、6カ月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続しており、精神障害が第一の原因とは考えられないもの」と定義されています。

① あったかふれあいセンター^(※29)の機能の充実

- 地域のニーズや課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、障害のある人をはじめ、地域で支援を必要とする人を早期に把握し、必要な支援やサービスにつなぐなど、暮らしを維持・確保するため、中山間地域等の課題に対応した新たな支え合い活動を行う拠点としての機能の拡充を進めます。

■ あったかふれあいセンター事業実施箇所



(※ 29) あったかふれあいセンター
高齢者や障害のある人など誰もが集える場としての「集い」を中心にした活動のほか、見守りや訪問活動のなかで高齢者の生活課題などに対応した生活支援サービスの提供を行うなど、地域の実情やニーズに対応した、小規模ながら多機能な支援を行う拠点をいいます。

② 住民参加による新たな支え合いの仕組み

- 近所での助け合いなど、地域での支え合いの仕組みを作るため、地域の実情や課題を住民と共有し、支え合いの意識づくりを図っていきます。また、あったかふれあいセンターや集落活動センター^(※30)などの地域の拠点を中心として、地域住民はもとより、市町村や民生委員・児童委員、老人クラブなど、地域のマンパワーを活かし、官民協働で地域の生活課題に応じた支え合いの仕組みづくりを進めます。

③ 地域安全活動の強化

- 「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づき、障害のある人等の見守り活動の推進と、障害のある人等の安全をテーマとした情報提供に引き続き取り組みます。
- 民間事業所、高知県民生委員児童委員協議会連合会、県との三者による地域の見守り活動に関する協定を進めるなど、官民共同による地域の見守り活動を促進します。

④ ひきこもりの人への支援

- ひきこもり地域支援センター^(※31)を中心としたネットワーク体制を強化し、保健・医療・福祉・教育・就労等の各関係機関が連携し、ひきこもりの人に適切な支援を行います。
- ひきこもりの段階に応じた社会参加のための居場所づくりに取り組み、ひきこもりの本人及び家族の社会からの孤立を防ぎます。

(※ 30) 集落活動センター

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みのことです。

(※ 31) ひきこもり地域支援センター

ひきこもりの人とその家族からの相談に応じ、適切な関係機関へつなぐなど「地域の第1次相談窓口」としての機能を担うとともに、関係機関からなる連絡会の開催による連携強化、ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信を行うため、精神保健福祉センター内に設置している機関のことです。

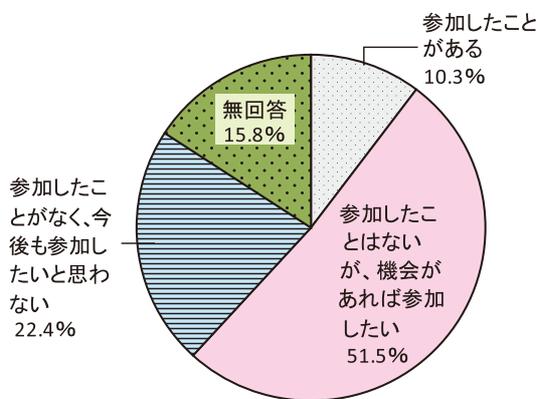
2 地域を支える担い手づくり

【現状と課題】

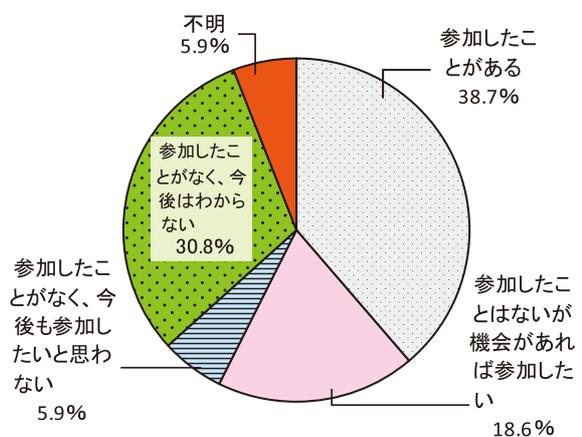
障害のある人が地域で安心して生活するためには、公的サービスだけではなく、地域住民のマンパワーを活かした支え合いの活動も大きな役割を果たします。このため、地域福祉の担い手となるボランティアの育成や、その活動基盤づくりに取り組むことが重要です。

市町村社会福祉協議会は、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の社会福祉関係者やボランティアグループなどの団体、組織及び地域住民の参加・協力のもと、地域福祉を推進する中核団体として、ふれあいサロンや独居高齢者への配食サービス、ボランティア学習など、地域の実情やニーズに応じた活動を展開しています。小規模な市町村社会福祉協議会も多く、組織体制の強化が課題ですが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市町村社会福祉協議会の役割がますます重要になっており、活動の活性化を図ることが必要です。

ボランティア活動に参加したことがありますか？



【平成 15 年度県民意識調査結果より】



【平成 24 年度県民意識調査結果より】

10年前に比べると、「参加したことがある」と答えた人が、3.7倍に増えました

平成23年度末にはNPO法人の数が280にまで増加し、障害者支援の活動も活発に行われるようになりましたが、多くの団体で人材や活動資金の確保が課題となっています。また、地域社会の一員である企業についても、より一層、社会貢献に対する認識を高めるよう、NPO法人との連携等に取り組む必要があります。

① ボランティアの育成

- 高知県ボランティア・NPOセンターが実施する県民のボランティアに対する意識向上を図る「ボランティアフェスティバル」の開催等を支援し、ボランティアの育成に取り組みます。

② ボランティア活動を支える基盤づくり

- 市町村のボランティアセンターを支援するとともに、ボランティアの力がより効果的に発揮されるよう、地域のボランティアコーディネーション機能を高める研修を行う「高知県ボランティア・NPOセンター」を支援し、ボランティア活動を支える基盤を強化していきます。

③ 市町村社会福祉協議会の活動の活性化

- 県社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動計画^(※32)の策定と実践活動を通じた活動の活性化を図るとともに、地域福祉の拠点の活動や地域支援ワーカーの育成を通じて、活動の強化を図ります。
- 県社会福祉協議会を通じて市町村社会福祉協議会の運営体制を強化し、職員への研修機会の提供を進めます。

(※ 32) 地域福祉活動計画
社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して福祉課題の解決に取り組むための活動・行動計画です。